

様式1(主な取組)

「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-ア	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり			
施策	③高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり				
(施策の小項目)	○高齢者向け住宅の充実				
主な取組	公営住宅整備事業	実施計画 記載頁	107		
対応する 主な課題	○高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けることができるよう、高齢者施設を併設した公営住宅の整備や住宅のバリアフリー化が必要である。				

1 取組の概要(Plan)

取組内容	高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けることができるよう100戸以上の県営住宅の建替の場合、該当する市町村に『高齢者施設等の併設施設の建設予定の有無』について確認すると共に、市町村営住宅の建替の場合は、当該施設の併設を指導する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29~	実施主体
	524戸 公営住宅着工戸数	680戸				→	→ 県 市町村
高齢者施設を併設した公営住宅の整備							
担当部課	土木建築部 住宅課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況 (単位:千円)

平成26年度実績							
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源			
公営住宅整備事業	3,720,803 (1,020,923)	2,035,296 (961,800)	県営大謝名団地(118戸)等の整備に着手したが 計画の680戸に対し578戸の着工戸数となった。	一括交付金 (ハード)			
活動指標名			計画値	実績値			
公営住宅着工戸数			680戸	578戸			
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果						
やや遅れ	実績値(578戸)÷計画値(680戸)=85% 実績値578戸のうち、県は、前年度からの継続工事が3件、新規工事が1件(118戸)着手であったため、計画値を下回りやや遅れとなつたが、昨年度実績(420戸)より改善しており、建替戸数については、バリアフリー化が進み一定の効果があった。						

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
公営住宅整備事業	3,922,081	県営南風原団地(第1期 54戸)、南風原第二団地(第1期 104戸)を建替え、県営住宅のバリアフリー化を推進する。	一括交付金 (ハード)

様式1(主な取組)

(3) これまでの改善案の反映状況

県営新川団地、真喜良第2団地の建替に際し、石垣市福祉部局と高齢者施設の併設について事前に確認を行った。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
高齢者のいる世帯の一定のバリアフリー化率	26.5% (20年度)	—	45.0% (28年度)	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
県営住宅のバリアフリー化率	23.1% (24年度)	23.8% (25年度)	24.0% (26年度)	↗	—
状況説明	公営住宅を建替える際、室内の段差解消、便所や浴室の手すり設置等、バリアフリー化することにより、高齢者のいる世帯の一定のバリアフリー化率の向上が図られた。また、県営住宅のバリアフリー化率についても、順調に向上している。H28年度の達成率は26%を見込んでいる。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点（内部要因、外部環境など）

- ・公営住宅整備のニーズは高いものの、県では、復帰直後に建設された多くの公営住宅が建替時期を迎えており、居住者の安全確保のため、これらの団地建替事業を優先していることから、引き続き新規建設が難しい状況である。
- ・県営住宅の建替に際し、高齢者施設の併設を行うことは、建設コストの増加に繋がり、結果的に建替に係る予算を圧迫し、事業の推進に影響を及ぼす恐れがある。
- ・市町村は高齢者施設等の建設について、福祉に係る各種計画の中で位置付けており、県営住宅の建替の時期や立地場所を整合させることが難しい。

(2) 改善余地の検証（取組の効果の更なる向上の視点）

- ・市町村と連携し、公営住宅整備に係る沖縄振興交付金等を活用し、円滑に事業を進める必要がある。
- ・高齢者施設の併設にあたっては、子ども生活福祉部や市町村と更なる連携が必要である。

4 取組の改善案(Action)

- ・公営住宅の建替に係る事業費を的確に把握し、高齢者施設を併設する際の交付金等の活用を図る。
- ・建替事業が確定している公営住宅については、早い段階から関係市町村に高齢者施設の併設について検討を依頼する。また、福祉部局と情報の共有化を図る。
- ・地域の住宅事情をきめ細かく把握している市町村に予算の優先配分を行い、建替時の増戸や新規の公営住宅の整備を促す。また、県営住宅においては、建替が必要なストックを数多く有し、引き続き新規建設が難しい状況であることから、建替時の増戸を継続的に行う。

様式1(主な取組)

「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-ア	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり
施策	③高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	
(施策の小項目)	○高齢者向け住宅の充実	
主な取組	住宅リフォーム促進事業	実施計画 記載頁 107
対応する 主な課題	○高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けることができるよう、高齢者施設を併設した公営住宅の整備や住宅のバリアフリー化が必要である。	

1 取組の概要(Plan)

取組内容	県及び市町村は既存住宅の質の向上を目的に、市町村はリフォーム実施者に対して助成を、県は助成事業を実施する市町村を支援する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29~	実施主体
	事業詳細検討	支援戸数			2000件(累計)	→	県 市町村
バリアフリー改修工事等を含む住宅リフォームへの助成							
担当部課	土木建築部 住宅課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績							
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源			
沖縄県住宅リフォーム市町村助成支援事業	15,000	5,588	助成事業を実施する市町村に対する補助金事業を実施し、支援を受ける市町村が7市町村(沖縄市等)、支援を受けるリフォーム件数が146件であった。	県単等			
市町村住宅リフォーム助成事業	109,000	97,519	リフォーム工事等を行う市民等に対する助成事業を8市町村が実施し、助成件数は576件であった。 (※県の支援を受けた146件を含む)	—			
活動指標名			計画値	実績値			
支援戸数			500件/年	576件			
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果						
順調	県と市町村で担当者会議を年に2回開催しており、リフォーム助成事業を実施する市町村が年々増えており、平成26年度は、計画値(500件)を上回る576件の支援を実施し、順調である。 バリアフリー改修工事が増え、高齢者等の居住する住宅のバリアフリー化が促進された。						

様式1(主な取組)

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
沖縄県住宅リフォーム市町村助成支援事業	15,000	県はリフォーム助成事業を実施する沖縄市等9市町村に対し、市町村が負担する額から社会資本整備総合交付金を除く額の1/2かつ戸当たり補助限度額10万円の支援をする。	県単等
市町村住宅リフォーム助成事業	98,000	厳しい経済・雇用情勢が続く中、経済の活性化及び雇用の安定に寄与することを目的として、リフォーム実施者に対して各市町村の補助要綱で定めた補助額を助成する。	—

(3) これまでの改善案の反映状況

- ・県と市で行う担当者会議(年1回開催)にて、事業初年度の市町村等に対し、実績のある市町村が助成額の算定例を示すなど情報提供を行った。
- ・リフォーム工事におけるトラブルを解消するため、平成26年度事業よりリフォーム瑕疵保険を補助交付対象事業とした。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
高齢者のいる世帯の一定のバリアフリー化率	26.5% (20年度)	—	45.0% (28年度)	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移				傾向
住宅リフォーム助成件数	427件 (24年度)	587件 (25年度)	576件 (26年度)	→	—
状況説明	住宅リフォーム助成件数は、平成25年度より計画値(500件)を上回っている。また、実施市町村の数も、当初の3市町村から9市町村へと拡大し、更なる件数の増加も期待できる。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点（内部要因、外部環境など）

- ・バリアフリー化を推進するため、県は市町村に対しバリアフリー改修工事等に限って支援しているが、市町村から助成を受けている補助対象者にとってバリアフリー改修工事等及び省エネ対策などの他工事のどちらを行っても補助率が一定なので、依然としてその他工事の割合が高く、県が推進する施策が行き届いていない。

(2) 改善余地の検証（取組の効果の更なる向上の視点）

- ・バリアフリー化を推進するため、バリアフリー改修工事等に係る補助率を高くするなどインセンティブを与える必要がある。

4 取組の改善案(Action)

- ・補助対象者にバリアフリー化を推進するインセンティブを与えるため、県及び市町村の要綱を改正する必要があることから、県及び市町村でその検討・議論を行う。